

著作権に係る登録制度の概要

平成 25 年 7 月 29 日

1. 著作権に係る登録制度の概要

(1) 著作権に係る登録制度の内容

次のような場合、登録により第三者対抗要件が付与される。

- ア 著作権の設定、移転（相続その他の一般承継によるものを除く）、変更若しくは消滅（混同又は複製権の消滅によるものを除く）又は処分の制限
- イ 著作権を目的とする質権の設定、移転（相続その他の一般承継によるものを除く）、変更若しくは消滅（混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く）又は処分の制限

(2) 申請に当たっての必要書類等¹

- 登録免許税（収入印紙 30,000 円）
 - 著作権登録申請書
 - 著作物の明細書
 - 登録の原因を証明する書類（著作権設定契約書の写し、著作権設定証書等）
 - 登録権利者が単独で申請する場合は、その権限等を証明する書類（登録義務者の承諾書）
 - 代理人が申請する場合は、その権限を証明する書類（委任状）
 - 登録の原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときはこれを証明する書類（共同著作物など、著作者・著作権者が複数存在する場合に必要）
- ※ 下線は申請に当たって必須の書類。申請内容の詳細については<参考 1>著作権登録申請書記載例及び<参考 2>著作物の明細書記載例参照。

(3) 登録事項記載書類の交付

文化庁長官に対し、著作権登録原簿に記録されている事項を記載した書類（登録事項記載書類）の交付を請求することができる（第 78 条第 4 項、第 88 条第 2 項）。

※ 登録事項記載書類については<参考 3>参照。

2. 著作権の登録の申請件数

(単位：件)

昭和 46～62 年度	昭和 63 年度	平成元年度	平成 2 年度	平成 3 年度	平成 4 年度	平成 5 年度	平成 6 年度	平成 7 年度
98	20	10	2	10	8	0	1	9
平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
6	3	0	5	7	13	6	0	7
平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	合計
15	8	55	2	0	5	3	0	293

(以上)

¹ 「登録の手引き」（平成 25 年 1 月）<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/touroku_seido/pdf/tebiki_ver08.pdf>50 頁参照。

著作権登録申請書

収入
印紙
30,000円

平成〇年〇月〇日

文化庁長官 殿

フリガナ
1 著作物の題号

ハル ノ アラシ
春の嵐

2 権利の表示並びに登録の原因及びその発生日

平成〇年〇月〇日に下記の者の間に著作権の設定があった。

複製権者 東京都千代田区霞が関〇〇

文部 翔

出版権者 大阪市中央区〇〇町××

株式会社文化商事

3 登録の目的

著作権設定の登録

4 著作権の範囲

限定なし

5 対価の額、支払方法、支払時期

対価の額 販売部数1部ごとに定価の5%

支払方法 指定銀行口座への振込

支払時期 毎年12月

6 著作権の存続期間

最初の出版があった日から5年

7 著作権に関する特約

第81条の特約 出版権者は原稿引渡後1年以内に本著作物を出版する。

8 前登録の年月日及び登録番号

なし

9 申請者

(登録権利者)

〒XXX-XXXX Tel (XX)XXXX-XXXX

住所(居所)

大阪市中央区〇〇町××

フリガナ

ブンカショウジ

氏名(名称)

株式会社文化商事

代表取締役 文化 千代 印 又は、本人の署名

10 添付資料の目録

著作物の明細書 1通(※<参考2>参照。)

著作権設定契約書 1通

単独申請承諾書 1通

² 「登録の手引き」(平成25年1月) <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/touroku_seido/pdf/tebiki_ver08.pdf>51頁参照。

著作物の明細書

- | | | |
|---|--------------------|---|
| 1 | 著作物の題号 | 春の嵐 |
| 2 | フリガナ
著作者の氏名（名称） | モンブ ショウ
文部 翔 |
| 3 | 著作者の国籍 | |
| 4 | 最初の公表の際に表示された著作者名 | 文部 翔 |
| 5 | 最初の公表年月日 | 平成〇年〇月〇日 |
| 6 | 最初に発行された国の国名 | |
| 7 | 著作物の種類 | 言語の著作物 |
| 8 | 著作物の内容又は体様 | 明治という時代の中で、互いに憎しみの対象でしかなかった富美雄と嘉代の二人。しかし、幾度ものすれ違いの中、いつしか惹かれあい、やがて愛しあうようになる。二人は寄り添い、ともに人生を歩んでいこうという物語の言語の著作物である。 |

³ 「登録の手引き」（平成25年1月）<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/touroku_seido/pdf/tebiki_ver08.pdf>21頁参照。

<参考3> 登録事項記載書類

著作権法施行規則（昭和45年文部省令第26号） 別記様式第一

表示番号		第	号
表		示	
登		録	
登録年月日			
著作物の題号			
著作者の氏名又は名称及びその国籍			
著作物の最初の公表の際に表示された著作者名			
著作物が最初に公表された年月日			
著作物が最初に発行された国の国名			
著作物の種類及び内容			
事		項	
順位番号	登	録	事
	登録年月日		
	登録の目的		
	権利の表示		
	登録の原因及びその発生年月日並びに登録すべき権利に関する事項		
	申請者の氏名及び住所		
	受付年月日及び受付番号		
	備考		
信		託	
順位番号	登	録	事

<参照条文>

著作権法（昭和45年法律第48号）

（登録手続等）

第七十八条 第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十六条の二第一項又は前条の登録は、文化庁長官が著作権登録原簿に記載し、又は記録して行う。

2 著作権登録原簿は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第四項において同じ。）をもつて調製することができる。

3 （略）

4 何人も、文化庁長官に対し、著作権登録原簿の謄本若しくは抄本若しくはその附属書類の写しの交付、著作権登録原簿若しくはその附属書類の閲覧又は著作権登録原簿のうち磁気ディスクをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。

5 前項の請求をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

6 前項の規定は、同項の規定により手数料を納付すべき者が国等であるときは、適用しない。

7 第一項に規定する登録に関する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

8 著作権登録原簿及びその附属書類については、行政機関情報公開法の規定は、適用しない。

9 著作権登録原簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

10 この節に規定するもののほか、第一項に規定する登録に関し必要な事項は、政令で定める。

（出版権の登録）

第八十八条 次に掲げる事項は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

一 出版権の設定、移転（相続その他の一般承継によるものを除く。次号において同じ。）、変更若しくは消滅（混同又は複製権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限

二 出版権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は出版権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限

2 第七十八条（第三項を除く。）の規定は、前項の登録について準用する。この場合において、同条第一項、第二項、第四項、第八項及び第九項中「著作権登録原簿」とあるのは、「出版権登録原簿」と読み替えるものとする。

著作権法施行令（昭和 45 年政令第 335 号）

（出版権の登録の申請書）

第三十二条 法第八十八条第一項の登録の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、当該申請に係る出版権に関する登録がされている場合において、当該申請書にその登録の年月日及び登録番号を記載したときは、この限りでない。

- 一 設定された出版権の範囲
- 二 設定行為に対価の額又はその支払の方法若しくは時期の定めがあるときは、その定め
- 三 設定行為で定められた存続期間（設定行為に定めがないときは、その旨）
- 四 設定行為に法第八十条第二項及び第八十一条ただし書の別段の定めがあるときは、その定め

著作権法施行規則（昭和 45 年文部省令第 26 号）

（著作権登録原簿等の調製方法）

第五条 次の各号に掲げる著作権登録原簿、出版権登録原簿又は著作隣接権登録原簿（以下「著作権登録原簿等」と総称する。）は、それぞれに記録されている事項を記載した書類（以下「登録事項記載書類」という。）をそれぞれ当該各号に定める様式により作成できるように調製する。

- 一 著作権登録原簿（次号に掲げる著作権登録原簿を除く。）及び出版権登録原簿 別記様式第一
- 二 （略）
- 三 （略）

※ 「別記様式第一」は、＜参考 3＞登録事項記載書類として記載。

（申請書等の様式）

第八条 法第七十五条第一項の登録の申請書は別記様式第三により、法第七十六条第一項の登録の申請書は別記様式第四により、法第七十六条の二第一項の登録の申請書は別記様式第五により、法第七十七条の登録の申請書は別記様式第六により、法第八十八条第一項の登録の申請書は別記様式第七により、法第一百四条の登録の申請書は別記様式第八により作成しなければならない。

- 2 （略）

※ 「別記様式第七」は省略。＜参考 1＞出版権登録申請書記載例参照。

登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）

（課税の範囲）

第二条 登録免許税は、別表第一に掲げる登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定及び技能証明（以下「登記等」という。）について課する。

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の三関係）

※ 以下、一部抜粋。

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
十一 著作権の登録（著作権の信託の登録を含む。）		
（一） 著作権の設定の登録	著作権の件数	一件につき三万円